

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一六

○計量器の定期検査を実施する件
○土地改良区の定款の変更を認可し

一六

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

一七

○一般競争入札を行う件

一七

福島県人事委員会

公 告

た件二件

○道路の区域を変更する件

一七

○道路の供用を開始する件

一七

規 則

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

福島県規則第三十七号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年福島県条例第五十五号)第二条の規定の施行期日は、平成二十三年五月十六日とする。

(人事課)

告 示

福島県告示第二百四十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十三日

福島県知事 佐藤雄平

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達市	非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月一四日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	ふるさとふれあいホール
伊達郡桑折町		六月一四日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	伊達市霊山総合支所
右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月一七日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	梁川農村環境改善センター
		六月二一日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	伊達ふれあいセンター
		六月二二日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	保原体育館
		六月二七日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	桑折町役場
		六月二八日から七月二日 七日まで(土曜日、日曜日及び七月一日を除く)	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

	除く。） 午前一〇時から 午後三時まで
--	---------------------------

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
伊達市及び伊達郡桑折町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月三日から一二月二日まで（土曜日、日曜日、一〇月一〇日、一月三日及び同月二三日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、戸ノ口堰土地改良区から平成二十三年四月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二日認可した。

平成二十三年五月十三日

福島県知事 佐藤雄平
（農村計画課）

福島県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、袋原土地改良区から平成二十三年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二日認可した。

平成二十三年五月十三日

福島県知事 佐藤雄平
（農村計画課）

福島県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道において道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
県道浪江 国見線	伊達市梁川町大関字石丸三一 地先から 同 市梁川町大関字愛宕前 一 一 番四地先まで	変更前	一六・〇 五三・五	一一六・〇
		変更後	一六・〇 二六・五	一一六・〇

（道路計画課）

福島県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所
平成二十三年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道浪江国見線	伊達市梁川町大関字石丸三一 地先から 同 市梁川町大関字愛宕前 一 一 番四地先まで	平成二十三年五月 一三日

（道路計画課）

公 告

公出第83号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年5月13日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

福島県人事委員会規則第十二号

福島県人事委員会
委員長 大須賀 美智子

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
別表第一地域部地域安全課の項中「地域部地域安全課」を「地域部総合運用指令課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年五月十六日から施行する。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十三号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項及び第二十五条第一項中「地域部地域安全課」を「地域部総合運用指令課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年五月十六日から施行する。

（採用給与課）